

環境関連条例の制定・改正に関する説明会を開催します

近年、地球温暖化が急速に進行し、深刻な気象災害が多発するなど、地球規模で環境の危機が進行しています。町では、温暖化の主な要因である温室効果ガスの排出削減を図るため、新たなルール（条例）づくりを進めています。

この度、条例の内容や、制定・改正にあたっての考え方などを説明し、みなさまのご意見を伺うため、説明会を開催します。多数のご参加をお待ちしています。

制定・改正を予定している条例

気候変動対策推進条例：気候変動への適応と緩和（地球温暖化対策）に関する取組の計画的な推進と、省エネ性能の高い建物へ誘導するための届出制度、省エネに取り組む事業者への助言や支援、環境に配慮した自動車の利用などについて定めます

再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例：太陽光発電などの再生可能エネルギー事業の開始から事業終了に至るまでの届出と、地域に有用な再生可能エネルギー事業に対する認定や支援について規定します

自転車の適切な利用を促進する条例：無理のない範囲で自動車から自転車の利用への転換を促進し、環境への負荷を低減するため、関係者の責務や町の施策などを規定します

環境基本条例：これらの条例の制定に伴い、気候変動に関する追記や、必要な規制を実施することなどを盛り込んで、環境基本条例の一部を改正します。

- 日時** 令和3年2月3日（水）午後6時～午後8時
- 場所** ニセコ町民センター研修室1 ※リモートによる参加も可能です
- 申込** 会場へご参加の場合は、事前申込は不要です。
リモート参加をご希望の方は、住所、氏名、返信用アドレスを添えて、kankyo-e@town.niseko.lg.jpへ、2月1日（月）までにお申し込みください。参加費は無料です。
- 託児** 町民センターへ参加される方で利用をご希望の方は、1月27日（水）までに役場企画環境課へお申し込みください。

※参加にあたっては、新型コロナウイルス感染防止のためマスクを着用するとともに、咳や発熱など体調に不安のある方は参加をお控えください。

お問い合わせ：ニセコ町役場企画環境課 環境モデル都市推進係
電話：0136-44-2121（担当：佐々木、柏木）